

# 「浜大津こだわり朝市」出店規定

## 浜大津朝市運営委員会

### (目的)

#### 第1条

地域の農産物品や手しごと品を見直す動きが全国各地で広まっています。加えて本物を求める消費者のニーズは近年とみに高まってまいりました。

しかしこれらの商品が消費者の手に渡るまでの過程をみますと、現在の流通がこだわり品のスムーズな流れを疎外していることは否めません。私達は地域コミュニティの再構築（作り手と使い手の顔の見える関係）を目的とする「浜大津こだわり朝市」を開催し、出店者と共に新たな流通の場であるマーケットを運営していきたいと考えています。

### (開設場所)

#### 第2条

「浜大津スカイサーカス」  
(京阪浜大津駅ターミナルデッキ)

### (開設日時)

#### 第3条

毎月1回 第3日曜日 午前8:00 ~ 12:00

### (販売方法)

#### 第4条

- 1 出店ブースに出荷された商品を陳列し販売してください。
- 2 ブース内のイス、机等の備品は各自で用意してください。
- 3 値付けは10円単位で売価を設定してください。
- 4 荷姿は、消費者の立場に立って考え、求めやすく持ち帰りやすいように工夫してください。
- 5 出荷品目及び出荷量、出店概要を事前に知らせてください。
- 6 荷受け及び陳列は、担当者の指示により陳列してください。
- 7 クレーム対策は、出店者が行ってください。
- 8 出店品には原材料、賞味期限、製造者名、取扱注意事項等を明示して下さい。
- 9 名刺やチラシ等、品目内容のわかるものを手渡し、責任の所在を明確にして下さい。
- 10 「こだわりを楽しむ会」の会員に対しては、売価の10%に相当するサービスをしてください。

### (出荷品の制限)

#### 第5条

出荷品は「こだわり（安全、伝統、地産、手しごと）」の精神にのっとったものとし、事前に主催者へその内容を届け出て承諾を得てください。

又、出店者は仕入れ販売を行わないものとします。但し、主催者が運営上必要と認めるものはこの限りではありません。

### (事故の責任)

#### 第6条

販売品で物的・金銭的トラブルが生じた場合は、出店者の自己責任において処理してください。

### (出店料)

#### 第7条

1回2,500円（1ブース 約5㎡）

### (こだわりを楽しむ会)

#### 第8条

この会は消費者と生産者が一緒になって、本朝市を盛り上げること（サポーター）を目的としています。

出店者は出店申し込みと同時に本会の入会手続きをとってください。

入会金 1,000円 ・ 年会費 2,000円